

岡山県地域がん登録事業に係る補充調査の事務処理規程

1 目的

統計法（平成19年法律第53号）第33条の規定により、厚生労働大臣から承認を受けた範囲内において、人口動態調査（基幹統計「人口動態統計」を作成するための調査）を利用して、岡山県地域がん登録事業実施要領に定める補充調査を実施する。

2 補充調査

国立大学法人岡山大学 岡山大学病院（以下「岡山大学病院」という。）は、岡山県（以下「県」という。）の委託を受けて、岡山県がん登録届出票（以下「がん登録届出票」という。）と人口動態調査に係る人口動態調査死亡票との照合を行い、がん登録届出票の出ていない死亡患者について、次により医療機関に対し補充調査を実施する。

(1) 県では、定期的に、次の項目について、保健所の有する人口動態調査死亡票から死亡者全員の転写票（別紙様式1）を作成する。

ア 市区町村符号及び保健所符号

イ 事件簿番号

ウ 氏名

エ 男女別

オ 生年月日

カ 死亡したとき

キ 死亡した人の住所

ク 死亡した人の国籍

ケ 死亡したところの種別、施設の名称

コ 死亡の原因（Ⅰ ア 直接死因、イ アの原因、ウ イの原因、エ ウの原因、Ⅱ Ⅰに影響を及ぼした傷病名等、発病（発症）又は受傷から死亡までの期間、手術及び解剖の有無）

サ その他特に付言すべきことがら

シ 施設の所在地又は医師の住所及び氏名

ス 備考

(2) 県は、この転写票を岡山大学病院内の岡山県がん登録室（以下「登録室」という。）に送付する。

(3) 登録室において岡山大学病院では、県から送付された転写票と医療機関からのがん登録届出票とのマッチングを行い、がん登録届出票の出ていない患者について、その死亡先の病院等にごがん登録届出票を送付し、届出を依頼する。

(4) 登録室において岡山大学病院では、転写票とがん登録届出票との照合調査を行い、がんによる死亡の場合には、その死亡年月日を記入する。

3 転写票等の使用後の処置

次の（１）及び（２）に掲げる転写票等は、当該各号に掲げる措置を行うものとする。

（１）転写票及びその入力電子記録媒体

- ア 保管場所
岡山県保健福祉部医療推進課
- イ 保管期間
厚生労働大臣から承認を受けた使用期間
- ウ 保管責任者
岡山県保健福祉部医療推進課長
- エ 保管期間経過後の処置
岡山県が焼却又は消去により処分する。

（２）がん登録届出票

- ア 保管場所
岡山市北区鹿田町 2 - 5 - 1
岡山県がん登録室
- イ 保管期間
10年間
- ウ 保管責任者
岡山大学病院長
- エ 保管期間経過後の処置
岡山大学病院が焼却又は消去により処分し、その状況を速やかに知事あて報告するものとする。

（附 則）

この規程は、平成4年12月18日から実施する。

この規程は、平成5年4月1日から実施する。

この規程は、平成6年4月1日から実施する。

この規程は、平成7年3月8日から実施する。

この規程は、平成8年1月1日から実施する。

この規程は、平成10年4月1日から実施する。

この規程は、平成13年1月6日から実施する。

この規程は、平成14年10月1日から実施する。

この規程は、平成20年7月1日から実施する。

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

この規程は、平成28年1月1日から実施する。

この規程は、令和元年12月27日から実施する。